奈良市屋外広告物条例 第1種特別許可地域

一般基準

石口	基準	解説 No.	
項目			
	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなど	①-1	
	・ 屋外広 古物は、 ての 知来の 限度に ねい になる へく 小さく し、 切り 又子形式 と するな により、 建築物 と一体化 を図ること	①-2	
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3	
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、	U-3	
	点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	1-4	
	・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと	①-5	
美観上の基準	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①-7	
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	①-8	
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、は		
	り札、はり紙を除く)	①-9	
	・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと	①-10	
	(自己用広告物を除く)	U-10	
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11	
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12	
5	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固	①-13	
危害防止の基準	に設置すること		
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと	①-14	
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと	①-15	
	・次の範囲内の色彩であること 明度 彩度		
	色相 明度 彩度 R系 0.0 R以上 10.0 R未満 7.0 以下 6.0 以下		
	YR系 0.0YR以上 10.0YR未満 7.0以下 6.0以下	•	
	Y系 0.0 Y 以上 10.0 Y 未満 7.0 以下 4.0 以下		
	GY系 0.0GY以上10.0GY未満 7.0以下 2.0以下		
	世 G系 0.0 G以上 10.0 G未満 7.0 以下 2.0 以下		
	A BG 糸 U.OBG 以上 IO.OBG 未満 7.0 以下 2.0 以下		
	B系 0.0 B以上 10.0 B未満 7.0 以下 2.0 以下 PB系 0.0PB以上 10.0PB未満 7.0 以下 2.0 以下		
	P系 0.0 P以上 10.0 P未満 7.0 以下 2.0 以下 2.0 以下		
	RP系 0.0RP以上 10.0RP未満 7.0以下 2.0以下		
	N系 (無彩色) 制限なし -	1)-16	
	R系 0.0 R以上 10.0 R未満 制限なし 12.0 以下		
	YR系 0.0YR 以上 10.0YR 未満 制限なし 12.0以下 12.0以下		
	Y系 0.0 Y以上 10.0 Y未満 制限なし 8.0 以下		
	文 GY系 0.0GY 以上 10.0GY 未満 制限なし 8.0 以下 G系 0.0 G以上 10.0 G未満 制限なし 8.0 以下		
色彩の基準	字 BG系 0.0BG以上 10.0BG未満 制限なし 8.0以下 8.0以下		
	世 R系 00R以上100R末満 制限だし 80以下		
	等 PB 系 0.0PB 以上 10.0PB 未満 制限なし 8.0 以下	1	
	P系 0.0 P以上 10.0 P未満 制限なし 8.0 以下		
	RP系 0.0RP 以上 10.0RP 未満 制限なし 10.0以下		
	N系(無彩色) 制限なし -		
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		
	(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下		
	(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする		
	地 色 色相: R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下		
	色相: Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下	①-17	
	色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下		
	文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下		
	色相: Y,RP 明度: 制限なし 彩度: 12.0 以下		
	色相: GY, G, BG, B, PB, P 明度:制限なし 彩度: 10.0 以下	0.10	
	・配色調和に配慮すること ・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない	①-18	
	・	①-19	
	TOTAL OF THE PROPERTY OF COMPANY OF COMPAN		

種類別基準 1/2

種類及び項目			項目	基準	解説 No.
屋上広告物		物	表示•設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア
壁面	広告物		面積·規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下	o o =
				・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下	②-2-ア
			数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数	
				は、3以下	②-2-イ
				ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	
			その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ
				・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②-2-エ
				・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること	
				(1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと	
				(2) 次の事項に該当すること	
				ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと	②-2-オ
				イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	2 7
				ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下	
				エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、うす色の色彩	
				のもので、かつ、点滅しないもの	
				・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること	89 ページ
10.7			<u> </u>	・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ
	び垣	_ <u>_</u>	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア
	広告	捌	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣面の立面積の1/3以下	②-3-イ
		-	¥ 4. ₪	・塀及び垣広告物でとの表示面積は、10 ㎡以下	
			数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲	o 2 ±
				出物件の数は、3以下	②-3-ウ
		F	その他	ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下 ・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ
	広告	二+坎	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	②-3-1 ②-4-1
岸	145	肾上	面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積	2-4-1
塔			叫惧· / / / / / / / ·	・広日塔とこの表示面積 (1) 自己用広告物 60 m以下 (2) 自己外広告物 20 m以下	
-				・広告塔の各面の表示面積	②-4-ウ
屋				(1) 自己用広告物 20 m以下 (2) 自己外広告物 10 m以下	
広告塔・広告板	_		高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-才
			面積・規模等	・広告板ごとの表示面積	
				(1) 自己用広告物 30 m以下 (2) 自己外広告物 20 m以下	②-4-カ
				・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10 ㎡以下	1
	Г	自立し	、移動可	・自己用広告物に限る	0 4 5
	能な		告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	2-4-=
		公共用	ベンチ広	・表示場所は、背もたれ部分のみであること	
		告板		・表示面の大きさは、縦は 0.15m以下、横は背もたれ幅の 6 / 10 以下	②-4-ク
				・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下	2-4-9
				・表示面の全面地色は、N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0	
	共通	1	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、	
				かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る)	②-4-ケ
			W	ただし、1の敷地に1基の設置は認める	
			その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から 100m以	
				上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上	
				ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない	2-4-#
				(1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの	
				(3) 市街地において表示するもの	1
				・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転	
				車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以	②-4-シ
				中人に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	4-7
				・板面は単純な形状であること	②-4-ス
				・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること	89ページ
				・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90ページ

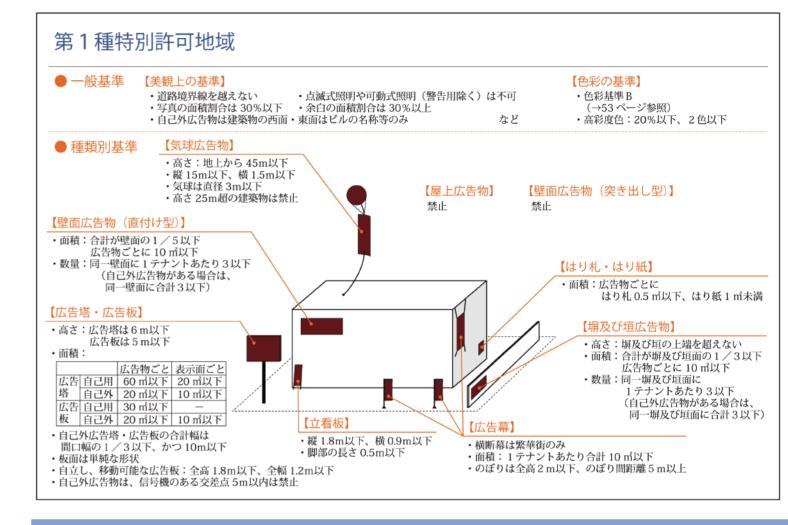
奈良市屋外広告物条例 第1種特別許可地域

種類別基準 2/2

電報 広告 ・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上 源は 1.2m以下、機は 0.5m以下 ②-5-イ 数量 ・北日の電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下 ②-5-イ 色彩 ・表示面の全面地色は、N.9.0 又は 1.00YR 8.0/2.0 ②-5-エ その他 ・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ②-5-エ ・地上からを付け広告の下端までの高さは、1.2m以上 ②-5-ウ ●・経は 1.5m以下 数量 ・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下 ②-5-ウ ●・経は 1.5m以下 数量 ・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下 ②-5-エ ●・水画の全面地色は、N.9.0 又は 100YR 8.0/2.0 ②-5-エ その他 ・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと ②-5-エ その他 ・同一表示内容の参付け広告を連続して表示しないこと ②-5-エ ・カーチーの上がらのことでは、地名、商店街名等公よりないこと ・ア・チの上部には、地名、商店街名等公よりなよりな広告物であること ②-6-イ ・ 地上からの高さは、45m以下 ②-6-イ ②-6-イ 京球広告物 高さ 地上からの高さは、45m以下 ②-6-イ 京球は、直径 3 m以下 ・気球は、直径 3 m以下 ②-7-イ ・高さが 25mを経留する場に実践する広告物は、縦は 15m以下 ②-7-イ ・高は 3 m以下 ・気球は 0.5m以下 ②-7-ウ ・通路・機等 ・広告幕のを記録を開発の外間には 1.mまでとしまいこと ②-8-ア ・機能・機等 ・広告幕の表示面積は、2.5m以上 ②-8-ア ・のぼり	種類及び項目			基準	解説 No.	
横・ 規	電社			- :	73-дда 110.	
その他						
その他	一法	,~_I			②-5-イ	
その他	上					
巻付け広 告 高さ 顧	刊		その他		②-5-エ	
 情・機嫌等 ・縦は 1.5m以下 数量 ・ 1 つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1 以下 色彩 ・ 表示面の全面地色は、N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0 その他 ・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと ②-5-エ 高さ ・ 地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上 ②-6-イ での他の広告物については、下部柱部に表示すること ・ 下部柱部に表示すること ・ 下部柱部に表示すること ・ 下部柱部に表示すること ・ 下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること ・ 下部柱部に表示する広告物は、縦は 15m以下、横は 1.5m以下 の高さが 25mを超るる縄に架設する広告物は、縦は 15m以下、横は 1.5m以下 ・ 高さが 25mを超るる縄に架設する広告物は、縦は 15m以下、横は 1.5m以下 ・ 高さが 25mを超るる建築物等には掲揚しないこと ・ 掲揚中に電線、煙突、建築物等には掲揚しないこと ・ 現場中に電線、煙突、建築物等には掲揚しないこと ・ 現場中に電線、煙突、建築物等には掲揚しないこと ・ 気球に補助網があること ・ 気球に補助網があること ・ 気球に補助網があること ・ 気球に補助網があること ・ 気球に補助網があること ・ 気球に補助網があること ・ ・ 返手幕の支術動解剤の分間には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること ・ 極・ 規携等 ・ のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-フ ・ のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ ・ 立看板			-	・車道上に出ないよう設置すること	②-5-イ	
数量		巻付け広	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上		
### 200		告	面積・規模等	・縦は 1.5m以下		
その他			数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	2-5-7	
アーチ広告物 高さ ・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上 ②-6-イ その他 ・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること ・地上からの高さは、45m以下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			色彩	・表示面の全面地色は、N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0		
その他			その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	②-5-エ	
ついては、下部柱部に表示すること	アー	チ広 告 物	高さ		2-6-1	
京球広告物 高さ ・地上からの高さは、45m以下 ②-7-イ 一方の ・気球は、直径3 m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ②-7-イ その他 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ②-7-ウ ・周速5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること ②-8-ア ・成時幕は、整確的とおいてのみ掲げること ・域断幕は、アナントごとに10 m以下 ②-8-ア 本の他 ・機断幕は、変域が横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること ②-8-ウ のぼり 面積・規模等 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ②-8-エ はは はり札 面積・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 m以下 ②-9 はは はり札 面積・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 m以下 ②-10			その他			
気球広告物 高さ ・地上からの高さは、45m以下 ②-7-イ ・気球は、直径3 m以下 ・気球は、直径3 m以下 ・気球を保留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下 その他 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・高さが25mを超える建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助網があること ②-7-ウ ・気球に補助網があること ・気球に補助網があること ・気球に補助網があること ②-8-ア ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・機断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-イ のぼり					②-6-¤	
気球広告物 高さ ・地上からの高さは、45m以下 ②-7-イ 耐・規博 ・気球は、直径3 m以下 ②-7-イ その他 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・気球に補助網があること ②-7-ウ 広告幕 一大 ・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10 ㎡以下 ②-8-ア その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-イ のぼり 一様断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-カ その他 ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-カ その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-カ 立看板 一部・規等 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ②-9 ははははいれ ・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下 ②-10						
面臓・規模等 ・気球は、直径3 m以下 ②-7-イ ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ②-7-ウ ・風速5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること ②-8-ア その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-ア のぼり ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-イ その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ②-8-エ はり札 ・立看板ごとの表示面積は、0.5 m以下 ②-9 はり札 面髄・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、1 m未満 ②-10	<u> </u>					
・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は 15m以下、横は 1.5m以下 その他 ・高さが 25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速 5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること ・気球に補助綱があること ・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下 その他 ・機断幕は、繁華街においてのみ掲げること のぼり ・のぼりの全高は、2 m以下 その他 ・のぼりの全高は、2 m以下 その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 立看板 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下 はり札 臓・規禁 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下 はり紙 酸・規模等 ・はり私ごとの表示面積は、1 ㎡未満	気球	広告物			_	
その他 ・高さが 25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ②-7-ウ ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・風速 5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助網があること ②-8-ア ・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下 ②-8-ア その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-イ のぼり 藤・規模等 ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-ウ その他 ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-ウ さの他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ ははははははははははははははははははははりれは、1 mi・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下 ②-9 はははははははははがれには、開来機等 ・はり私ごとの表示面積は、1 mi未満 ②-10			面槓•規模等		②-7-イ	
・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ②-7-ウ ・風速5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること ・気球に補助綱があること ②-8-ア ・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下 ②-8-ア その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること ②-8-イ のぼり 面積・規等 ・のぼりの全高は、2 m以下 その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ はははははははははははははははははははははははははははははははははははは			7 0 /16			
・表示面にネットを用いてあること ・表示面にネットを用いてあること ・風速5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助網があること ・気球に補助網があること ・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下 ②-8-ア 広告幕 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること ②-8-イ のぼり 顔・規്等 ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-ウ 立看板 ・面・規模等 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ②-9 ははははははははははははははははり札 臓・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下 はははははははははははははははははははははははははりればははははははははははは			その他			
・風速5 m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下 ②-8-7 その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること ②-8-7 その他 ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-ウ その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ②-9 ははははははがれはりれはいが、横線等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下 ②-10						
広告幕 ・気球に補助綱があること ・気球に補助綱があること ②-8-ア 佐春幕 ・成告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下 ②-8-ア での他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-イ のぼり 面積・規模等 ・のぼりの全高は、2 m以下 ②-8-ウ さ看板 面積・規模等 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 はは はり札 面積・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下 はは はり札 面積・規模等 ・はり紙でとの表示面積は、1 ㎡未満 (2-10)					2-7-7	
広告幕共通職・規等・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 ㎡以下②-8-7その他・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること②-8-7のぼり面積・規等・のぼりの全高は、2 m以下 その他②-8-ウその他・のぼり相互の間隔は、5 m以上②-8-エ立看板面積・規等・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下②-9はは りり はりれ はり紙 						
告幕その他・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること②-8-イのぼりof image: 大田		H,\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	天往 把拼体		0 0 7	
のぼり 面積・規禁 ・のぼりの全高は、2 m以下 2 m以下 その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 面積・規禁 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ・ 脚部の長さは、0.5m以下 ②-9 はは はり札 面積・規禁 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 m以下 はり紙 面積・規禁 ・はり紙でとの表示面積は、1 m未満 ②-10	座	共理			2-8-1	
のぼり 面積・規禁 ・のぼりの全高は、2 m以下 2 m以下 その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 面積・規禁 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ・ 脚部の長さは、0.5m以下 ②-9 はは はり札 面積・規禁 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 m以下 はり紙 面積・規禁 ・はり紙でとの表示面積は、1 m未満 ②-10	富		· C OTIE		②-8-イ	
その他 ・のぼり相互の間隔は、5 m以上 ②-8-エ 立看板 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下 ②-9 はは はり札 面積・規禁 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 m以下 より紙 面積・規禁 ・はり紙ごとの表示面積は、1 m未満	113	のぼり	而穑• 担横笙		②— 8 — ф	
立看板 office of a part of a pa		0716 7				
<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td>☆≉</td><td>版</td><td></td><td></td><td>9 0 1</td></td>	<td>☆≉</td> <td>版</td> <td></td> <td></td> <td>9 0 1</td>	☆≉	版			9 0 1
はは はり札 面積・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5 m以下 りり はり紙 面積・規模等 ・はり紙ごとの表示面積は、1 m未満 ②-10		<u> </u>				②−9
10 10 10 10 10 10 10 10	1414	はり札	而積・規模等			
$ \psi_{0}(t) $	1)1)				②-10	
	紙札	10. 7 /120			0 .5	

※ 各基準は奈良市景観ガイドライン(広告物編)の抜粋です。

基準の詳細や解説については、奈良市ホームページをご確認ください。



許可地区拡大図

